

岩手県企業局管理規程第5号

県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月27日

岩手県企業局長 佐々木 幸 弘

県営工業用水道ろ過規程の一部を改正する規程

県営工業用水道ろ過規程（昭和59年岩手県企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(ろ過の原則)</p> <p>第6条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、ろ過を制限し、又は停止しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第11条の規定によりろ過を停止したとき。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(基本料金の算定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 <u>ろ過開始期日が月の中途である場合においても、基本料金の月額</u>の算定に係る日数は、<u>当該月の日数</u>とする。</p>	<p>(ろ過の原則)</p> <p>第6条 管理者は、次に掲げる場合を除くほか、ろ過を制限し、又は停止しないものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>第12条の規定によりろ過を停止したとき。</u></p> <p>2・3 [略]</p> <p>(基本料金の算定)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 <u>ろ過開始期日が月の中途である場合における当該ろ過開始期日が属する月に係る前項の規定の適用については、同項中「当該月の日数」とあるのは、「ろ過開始期日からその日の属する月の末日までの日数」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程による改正後の県営工業用水道ろ過規程第9条第2項の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に県営工業用水道ろ過規程第3条のろ過の申込みがされた工業用水のろ過に係る基本料金の月額算定（ろ過開始期日が月の中途である場合における当該ろ過開始期日が属する月に係るものに限る。以下同じ。）について適用し、施行日前に同条のろ過の申込みがされた工業用水のろ過に係る基本料金の月額算定については、なお従前の例による。